

Q and A

Q1 ハーグ条約とは何ですか？

A1 ハーグ条約は、国境を越えた子の連れ去りによって生ずる様々な子への悪影響を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に戻すための国際協力や親子の面会交流を実現するための条約です。日本では、2014年4月1日に発効しました。

Q2 ハーグ条約が発効する前の子の連れ去りは対象になるのでしょうか？

A2 条約に基づく返還の手続きは、条約発効前に起きた子の連れ去りには適用されません。ただし、条約発効後の時点で、親子間の面会交流が実現していなければ、連れ去りの時期に関係なく面会交流の支援を求めることができます。

Q3 ハーグ条約の対象となる子は何歳でしょうか？

Q3 16歳未満の子が対象です。

Q4 子を連れて日本に帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合、逮捕される危険はあるのでしょうか？

A4 離婚後であっても、相手親の同意なく子を国外へ連れ出すことは犯罪となり、逮捕される可能性もあります（米、英、仏、豪など）。相手の同意があれば、犯罪行為とみなされることはありません。そのようなことが起きないように、子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士か法律相談窓口にご相談してください。

Q5 相手親の同意なく子と共に日本に帰国した場合に、子の返還申請が出されれば、必ず子に戻さなければならないのでしょうか？

A5 ハーグ条約では、原則として子を元の居住国に戻すことになっていますが、以下のような場合には、子に戻さなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

- ① 連れ去りから1年以上が経過し、子が新たな環境に適応している場合。
- ② 申請者が事前の同意または事後の黙認をしていた場合。
- ③ 返還により子が心身に害悪を受け、または他に耐えがたい状況に置かれる危険がある場合（例：子への虐待やDVなど）
- ④ 子が元の居住国に戻ることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。

Q6 日本で離婚手続を行うために、子を連れて日本に帰国することは問題ないでしょうか？

A6 一方の親のみの判断で子を連れて国外へ出ていくことは、相手の親権侵害や刑法上の犯罪とみなされる可能性があります。また、実子誘拐と判断されることもあり得ますので、注意が必要です。

米国の国内法（刑法）では、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています（注1）。

たとえ実の親であっても米国の刑法に違反することとなり、再渡航した際に犯罪被疑者として逮捕される場合がありますし、実際に、逮捕されたケースが発生しています。また、I C P O（国際刑事警察機構）を通じて誘拐犯として国際手配される事案も生じています。

国際結婚後に生まれた子どもを日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意する必要があります。具体的な事案については、家族法専門の弁護士に相談されることをお勧めします。

（注1）16歳未満の子の連れ去りの場合、罰金若しくは3年以下の禁錮刑又はその併科を規定（連邦法 Title 18, Chapter 55, Section 1204）。州法により別途規定がある場合もあります。各州による規定の詳細については、以下の National District Attorneys Association のウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.ndaa.org/pdf/Parental%20Kidnapping%20June%202010.pdf>

Q7 共同監護権とは何ですか。また、法的監護権と法的身上監護権の違いは为什么呢。

A7 監護権とは、離婚した後に両親がどのように子の養育に関わっていくかを定める親の法的責任と権利のことです。どの州でも、片親が監護権を持つこと（単独監護権）も両親が共有すること（共同監護権）もありますが、各州法の意向やケースにより異なります。その判断は裁判所が行います。その際、以下に述べる法的監護権（Legal Custody）と法的身上監護権（Physical Custody）という二つの要素について合わせて行われます。

- 法的監護権（Legal Custody） - 子供の養育・快適な暮らしに関する重要な事柄を決定する権利。主に子の教育、宗教、医療や住居などに関する決定を誰にゆだねるかを法的に定める。
- 法的身上監護権（Physical Custody） - 実際に子供と一緒に暮らす権利。両親の離婚後、子供が誰と一緒に暮らし、どのくらいの時間を過ごすかを法的に定めたもの。監護権（または身上監護権）を持たない親も面会交流権が認められる。

Q8 面会交流権とは何ですか。なぜ離婚した後も子供を相手親に会わせないといけないのですか。

A8 面会交流権（Visitation）とは、離婚後も定期的に子供と面会することができる権利のことです。子供にとっての最善の利益とは、両親が離婚後も子供と関わり続けることであるという考え方が米国にはあるので、単独監護権（Sole Custody）になった場合、もしくは片方に法的身上監護権（Physical Custody）が与えられた場合は、子供はその親と一緒に暮らすことになりますが、一方、非親権者になった親には子供と定期的に会うことが認められ、その子の人生に関わっていくことができます。その非親権者に与えられる権利のことを面会交流権といいます。

Q9 養育費はどのように決められるのですか。

A9 離婚の当事者は、ほとんどの州が子供が 18 歳になるまで（注：コロラド州は 18 歳を終了するまで）扶養する義務があり、原則として養育費の額は、各州のガイドラインによって決定されます。誰がいくら払うかは、両親それぞれの収入や子供と過ごす時間の割合などを考慮した上で、裁判所より最終決定されます。裁判所は、子供に係る医療費や託児所などの上乗せ費用の支払い命令を下すこともあり、また逆に状況に応じて養育費を減額することもあります。

離婚や親権について公平に協議するため、また離婚手続きをしようとしている夫婦のために ADR (Alternative Dispute Resolution) と呼ばれる中立の立場をとる第三者（弁護士や Mediator と呼ばれる仲介者）を通して話し合いをするサービスを裁判所は提供しています。このシステムによって、離婚裁判に持ち込まずに親権や養育費などについて夫婦で協議することができます。ただし、ドメスティック・バイオレンス（DV）があったケースなどには適応されません。

Q10 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは何ですか。どんな暴力が当てはまりますか。

A10 DV とは、「親密な関係」にある一方の側が身体的暴力、強制、脅迫、威嚇、監禁や精神的、性的、経済的な虐待によって、相手を意のままにコントロールしようとする行為を指します。身体的暴力による外傷がもっとも目につきやすく、立証しやすいものの、言葉による暴力や精神的に追い詰めていくことによってできる心的外傷も十分に DV 行為の範囲に入ります。いかに相手の意志に逆らい理不尽にコントロールしているかが要点となります。また、犠牲者は女性とは限らず、男性も DV の被害者になることもあり、「親密な関係」も男女間とは限りません。各州の保護団体では、男性犠牲者の支援をするための緊急シェルターなども用意されています。DV の定義は、各州法によって若干異なります。詳しくは、各州の法律マニュアルをご参照ください。

Q11 相手からの DV がひどくて離婚したいのですが、裁判時に DV を主張すると相手親から子供を遠ざけるための抗弁と思われ不利と聞きましたが、本当ですか。

A11 DV の被害にあっていたら、直ちに専門家に相談をし、必要な対処法を仰いでください。離婚手続きを進めていく際、「無過失離婚（No-Fault Divorce）」をとっているコロラド州は、特に理由がなくても離婚は可能です。ニューメキシコ州は、無過失離婚やその他を理由に離婚することが可能です。他のユタ州やワイオミング州は、DV を離婚理由として離婚を進めることができます。DV の事実は、親権や面会交流の取り決めにおいて考慮されます。どの州でも、子供にとっての最善の環境（The best interest of the children）を重視し、この観点に沿って裁判官が親権者を決定します。一般的には、両親がともに子供の養育に関わり続けていくことが子供にとって最善の利益とされていますが、裁判所は、子供の年齢や養育するそれぞれの親の能力、家族への暴力や薬物・アルコール中毒などの病歴など全体像を把握したうえで総合的に判断します。この中で判事は片方の親に DV の事実があればそれを考慮し、また離婚後も良好な親子関係を築いていくことに、どちらの親も協力的であるかということも考慮します。

Q12 DV が裁判で認定されるには、どのような証拠が必要であり、またどのような手続きが必要ですか。

A12 通常裁判所で用いられる証拠には、証言 (Witness Testimony) と証拠書類 (Exhibits) とがあります。具体的には以下の物が挙げられますが、弁護士の判断によりこれ以外の物も用いられる可能性もあります。詳しくは、刑事法専門の弁護士にご相談ください。

-DV 被害の立証に用いられる証拠の例-

証言 (Witness Testimony)

- DV 被害者自身の証言
- DV を目撃した人の証言
- DV の因果関係や要因について、特定の情報を持っている人の証言

証拠書類 (Exhibits)

- 警察調書のコピー (DIR: Domestic Incident Report 等)
- 病院の診断書のコピー (DV によって負傷し病院で手当てを受けた場合)
- 写真
- 電話の会話の録音
- テキストメッセージ
- 電子メール
- ビデオ、等

Q13 子供の親権を渡さないと自分の滞在ビザに同意しない、クレジットカードを取り上げると述べ、自分を現在住んでいる国から追い出そうとしています。どのようにしたら公平に離婚や子の親権について協議できるでしょうか。

A13 質問者が子供の面倒をみている場合は、滞在資格 (Visa Status) や収入は親権や面会交流には関係ありません。子供にとって最善の環境が大切なのです。この場合、質問者は生活していくための養育費と扶養料を相手に要求できます。配偶者である相手が経済的コントロールで脅かしたりすることは DV 行為であり、またその他にも暴力をふるう加害者であるなら、ビザのスポンサーに対する移民救済措置があり、VAWA という自己申請で永住権取得や U ビザの申請が可能です。具体的には以下の説明が移民救済措置です。

- 暴行を受けた女性に対する移民救済措置
米国市民権保持者もしくは永住権保持者から虐待を受けた配偶者やその子供は、VAWA (Violence Against Women Act) に基づき配偶者のスポンサーなしで永住権を申請することができ、また 2 年の期限付き永住権を 10 年の永住権に更新することが可能になります。申請には、DV の証拠や結婚生活を証明できる証拠の提出が必要となります。
- 犯罪被害者に対する非移民ビザ : U ビザ (U Visa)
暴力をふるう加害者が米国市民権保持者または永住権保持者のいずれでもない場合、被害者は U ビザの申請が可能です。U ビザは、特定の犯罪被害者に対して発行される 4 年以内の米国における一時的な法的身分と労働許可を認める非移民ビザであり、被害者の配偶者、子供、未成年の兄弟や両親なども対象になります。このビザ取得には、犯罪がきちんと報告されていること、被害者が警察機関に協力できること、という条件が満たされれば警察が証明書にサインをします。

VAWA の自己申請や U ビザの取得を考える方は、専門の弁護士や DV 被害者支援団体にご相談ください。

Q14 経済力がなくて弁護士が雇えません。英語力もないことから離婚裁判において主張できず困っています。どうしたらよいですか。

A14 米国にはそれぞれの州に低所得者のための無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供している弁護相談団体があります。また裁判所によっては、日本語の通訳をリクエストすることもできます。下記は無料法律相談サービスのほんの一例です。

コロラド：

Colorado Legal Services

<http://www.coloradolegalservices.org/>

Project Safeguard (Legal Advocacy for Victims of Domestic Abuse)

<http://psghelps.org/>

ニューメキシコ：

New Mexico Asian Family Center

<http://nmafc.org/>

NM Legal Aid

<http://www.nmlegalaid.org/>

ユタ：

Utah Legal Services

<http://www.utahlegalservices.org/>

Legal Aid Society of Salt Lake

<http://www.legalaidsocietyofsaltlake.org/index.php>

ワイオミング：

Wyoming Center for Legal Aid

<http://www.legalhelpwy.org/index.php/find-a-lawyer/>

Wyoming Coalition against Domestic Violence and Sexual Assault

<http://www.wyomingdvsa.org/>

Q15 裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし離婚前の相手の行動を考えると、面会交流中の子供に対する危害が心配でなりません。どうしたらよいですか。

A15 裁判所の判断により、子供に虐待していた親に対しても面会交流が認められることがあります。子供の保護と安全のため、この場合は面会に関して規則を設け、中立的な第三者が立ち会うときに限って面会を許可することがあります。これは面会交流監督プログラム

(Supervised Visitation) と呼ばれ、裁判所は期限付きの取り決めの中で面会日時と面会時間を指定し、第三者の立ち合いを求めます。

面会交流監督は、決められた期限を監督付きで面会し、この期間中に問題行為が見られないと判断された場合は、後に監督なしで面会が認められることになります。

また DV の既往歴があっても、その人物が養育に関わることが子供にとって最善である、DV 加害者プログラム修了しその後危害を起こしていないこと、アルコール・薬物中毒プログラムや親ための子育てクラスに受講するという裁判所命令に従っている、などの条件を満たすときには養育権を認めることもあります。

子供が親との面会交流中に虐待を受けるなどの問題があった場合は、直ちに児童福祉局に連絡を取ってください。

注意：本内容は一般的な情報を伝えることを目的としており、法的なアドバイスや意見を提供するためのものではありません。各自ケースに関するご質問は、専門弁護士にお問い合わせください。

了